

令和2年12月18日

議会運営委員会

委員長 土井 達也 様

議会改革検討協議会

座長 杉江 友介

協議結果について（報告⑧）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「知事附属機関等への応嘱」及び「議会改革検討協議会の常設化」について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

1 知事附属機関等への応嘱について（別添1）

「大阪府子ども施策審議会」及び「大阪府がん対策推進委員会」については、議員が委員に就任することで、一定、施策の推進が図られたものとして、執行部局に委員委嘱の見直しを求めることとし、議員が就任しているその他の知事附属機関等については、当面、現行どおりの対応とすることです承となりました。

2 議会改革検討協議会の常設化について（別添2）

現在、議決により臨時的に設置されている「議会改革検討協議会」については、常設化することです承となりました。

つきましては、会議規則の改正などの規定整備を行い、来期以降も引き続き協議できる体制を整えられたい。

令和 2 年度 附属機関委員等への府議会議員の就任状況

	附属機関等名	あて職	就任状況	区分	根拠（法令名・条文等）
1	大阪府原子炉問題審議会		府議会議員	C-ア	【大阪府原子炉問題審議会規則】 第3条 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 四 府議会議員
2	大阪府青少年健全育成審議会	○	委員長：総務、教育、 健康福祉、警察	C-ア	【大阪府青少年健全育成審議会規則】 第2条 2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数を知事が任命する。 (2) 大阪府議会議員 4人以内
3	大阪府同和問題解決推進審議会		府議会議員	C-ア	【大阪府同和問題解決推進審議会規則】 第2条 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 一 大阪府議会議員
4	大阪府社会福祉審議会	○	委員長：健康福祉 副委員長：健康福祉	A-ア	【社会福祉法】 第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。
5	(社福) 大阪府共同募金会運営協議会	○	委員長：健康福祉	D-イ	【社会福祉法人大阪府共同募金会定款】 第28条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から会長が選任する。 (10) その他会長が適当と認める者
6	(社福) 大阪府共同募金会配分委員会	○	委員長：健康福祉	D-イ	【社会福祉法人大阪府共同募金会配分委員会規程】 第5条 配分委員会の委員及び臨時委員は、民意を公正に代表する者を選出することとし、次の各号に掲げる中から、理事会および評議員会の同意を経て会長が委嘱する。 (6) その他民意を公正に代表する者
7	大阪府子ども施策審議会	○	委員長：健康福祉	B-イ	【大阪府子ども施策審議会条例】 第3条 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
8	大阪府がん対策推進委員会		常任委員：健康福祉	C-イ	【大阪府がん対策推進委員会規則】 第2条 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 一 学識経験のある者
9	大阪府医療審議会	○	委員長：健康福祉 副委員長：健康福祉	A-イ	【医療法施行令】 第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学術経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
10	大阪府環境審議会		府議会議員	B-ア	【大阪府環境審議会条例】 第2条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員で組織する。 二 府議会議員 6人以内

	附属機関等名	あて職	就任状況	区分	根拠（法令名・条文等）
11	大阪府都市計画審議会		府議会議員	B-ア	【大阪府都市計画審議会条例】 第2条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員で組織する。 三 府議会議員 11人以内
12	大阪府国土利用計画審議会		府議会議員	B-ア	【大阪府国土利用計画審議会条例】 第2条 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 二 府議会議員
13	大阪府地方港湾審議会		府議会議員	B-ア	【大阪府地方港湾審議会条例】 第3条 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 三 府議会議員
14	大阪府水防協議会	○	委員長：都市住宅	A-イ	【水防法】 第8条 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
15	大阪府景観審議会	○	委員長：都市住宅	C-ア	【大阪府景観審議会規則】 第2条2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 四 大阪府議会都市住宅常任委員会委員長
16	大阪府スポーツ推進審議会	○	委員長：教育	D-ア	【審議会委員選考方針（昭和37年7月12日教育長決裁）】 ・スポーツ振興審議会の目的にかんがみ、下記各界の中から適任者を選考する。 6 府議会代表者
17	大阪府私立学校審議会	○	委員長：教育	A-イ	【私立学校法】 第10条 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
18	大阪府立図書館協議会	○	委員長：教育	B-イ	【大阪府立図書館協議会条例】 第3条 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が任命する。

区分：A…法令、B…条例、C…規則、D…その他
ア…府議会議員と明記、イ…その他（学識経験者等）